

会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、「一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会（以下、「本会」という。）」と称する。

第2条（事務所）

本会の所在地は別紙2の通りに置く。

第3条（目的）

本会は建設業に従事する一人親方の労働者災害補償保険法の規定による労災保険特別加入の推進を通じて、一人親方の労働災害の防止と福祉の向上を目的とする。

第2章 事業

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①一人親方特別加入の推進及び加入手続き
- ②労働安全衛生に関する活動
- ③会員の福祉の向上のための情報提供及び情報交換活動
- ④労働保険特別加入に関する一切の事務処理並びに保険料納付に関する事項
- ⑤その他、目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

第5条（会員）

会員は本会の目的に賛同し、本会への入会及び一人親方特別加入を申込んだ建設業を営む一人親方及びその家族従事者であり、認可を受けた労働局の管轄地域内に所在地を有する者とする。

第6条（入会）

本会へ入会を希望する者は下記書類を提出しなければならない。

- ① 加入申込書兼誓約書又は加入申込書及び注意事項チェックリスト
 - ② 本人確認書類
別紙1に定めた本人確認証等
 - ③ その他、本会が指定する書類
- 2 第1項に定める書類に添えて入会金及び会費、保険料と共に納入して申し込みを行うものとする。
 - 3 加入者の特別加入の地位は本会が所轄の労働基準監督署に關係書類を提出し、認められた「承認する日」から有効となる。
 - 4 承認日は労働基準監督署の書類受付日の翌日となる。ただし、承認を希望する日が労働基準監督署への書類提出日の翌日から起算して30日以内であれば希望する日が承認日となる。
 - 5 以下に該当する者については入会を拒否することがある。
 - ① 入会の意図が社会的、倫理的見地から鑑みて不当又は労災保険給付の不正受給に該当すると判断された場合
 - ② その他、本会が会員とすることを不適当と判断した場合
 - 6 入会希望者または会員は本規約を遵守し、本規約の執行により被った損害等に関し、いかなる名目においても本会に損害等を請求できない。また、本会は本規約の執行により、加入希望者または会員に生じる、いかなる損害等に関しても一切責任を負わない。
 - 7 申込に際して加入者の承諾を得て窓口となる事業者及び代理人申込者（以下「取りまとめ申込事業者」）が申込者を取りまとめる場合は、内容を確認の上加入申込書の取りまとめ申込事業者記載欄に担当者名を記載して申込みものとする。
その場合、取りまとめ申込事業者は、自らの責任において、加入者（加入申込者含む）より当会からの必要な連絡を受ける権限の付与を受け、加入者（加入申込者含む）に連絡事項を通知頂くものとするが、当会が必要判断した場合は、各加入者（加入申込者含む）に個別に連絡ができるものとする。
取りまとめ申込事業者と加入者（加入申込者含む）間において加入申込に関わるトラブルが発生した時は当事者同士で解決するものとし、当会は一切関知しない。

第7条（変更）

加入者の一人親方等特別加入した事項について変更が生じるときは、事前にあるいは30日以内に本会へ届け出なければならない。ただし、②については当年度の2月末日までに本会に届け出を行った者のみについて行い、翌年度4月1日から適用するものとする。また、連絡が無いことで被った、いかなる不利益についても本会は一切責任を負わない。

- ① 一人親方等の氏名・住所・業務又は作業内容等が変わったとき

- ②給付基礎日額の変更
- ③年間100日以上従業員を雇入れることがわかったとき
- ④業種を変更したとき
- ⑤その他、一人親方の要件に該当しなくなったとき

第8条（退会）

会員が退会を希望する時は、退会希望月の25日までに退会の意思を示した場合、その月以降の退会希望月での退会手続きを行う。

- 2 会員の特別加入は、本会が所轄の労働基準監督署に関係書類を提出し、認められた「承認日の翌日」をもって退会となり、その翌日の午前0時をもって地位は消滅する。
- 3 任意退会における前項の「承認日」は労働基準監督署での書類受付日翌日となる。承認を希望する日が労働基準監督署への書類提出日の翌日から起算して30日以内であれば希望する日が「承認日」となる。ただし、特別加入者としての地位の自動消滅（特別加入者の死亡、団体の構成員でなくなった、事業を辞めた等）に該当する場合は、当該事実が生じた日に特別加入者としての地位が自動消滅する。
- 4 月単位（短期）加入者は加入申込時に選択した期間の満了をもって退会とする。また、途中退会はできない。

第9条（資格喪失）

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- ①第5条に定める要件のいずれかに該当しなくなったとき
- ②脱会届を提出し、事務局長の承認を受けたとき
- ③指定した期日までに入会金、会費、保険料のいずれか又は全部を納付しないとき
- ④事務局が除名したとき
- ⑤死亡したとき
- ⑥その他上記各号に相当する理由があると事務局が判断したとき

第10条（強制退会）

本会は会員が次のいずれかに該当する時、強制退会させることがある。

- ①会員が会則及びこの規約に違反したとき
- ②会費及び保険料の納入が指定期日までに行われないうとき
- ③入会、更新等の一切の手続きについて、不正があったとき
- ④会員が指定した連絡先に連絡が取れないとき
- ⑤日本国内外を問わず法令に違反したとき
- ⑥本会の名誉を毀損したとき

- ⑦特定業務に該当する者が指定期日までに健康診断を受診しないとき
- ⑧その他会員として不相応と認められたとき
- ⑨偽りの申告により当会の加入員となった後、暴力団等反社会勢力に属する者若しくは暴力団等反社会勢力と密接な関係者であると分かったとき

第 11 条（更新）

会員は、本会が毎年 1 月以降に送る年度更新意思確認書類により、2 月末日までに年度更新の意思確認を行った上で、保険料等の納付を完了しなければならない。なお、意思確認、保険料等の納付が翌年度 4 月末日までに確認できない場合は、年度末に退会する意思表示とみなし、退会手続きを行う。

第 12 条（労働災害）

会員は、労働災害に被災した際は、所定の様式に記載して直ちに本会へ報告するものとする。

- 2 保険給付の請求は原則として、会員自身が行うものとする。ただし、会員からの希望があれば、別表 1 に定めた額を徴収の上、本会が行うことができる。
- 3 保険給付は労災保険法に基づき管轄労働基準監督署が認定した基準によってなされる。

第 4 章 会計

第 13 条（事業年度及び会計年度）

本会の事業年度及び会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第 14 条（資産）

本会の資産は会員からの入会金・会費及び寄付金その他の収入により構成する。

- 2 本会の経費は資産をもって支弁する。
- 3 本会の資産は役員会の定めるところにより代表理事が管理する。
- 4 代表理事は毎会計年度に収支予算書を作成し、監事の監査を受けた後、会員総会で報告することとする。

第 15 条（事務費及び保険料に関する事項）

本会は、入会希望者から第 6 条の加入申し込み及び第 7 条の報告を受けたときは、

納入すべき入会金及び会費、保険料を算定し通知する。

- 2 第1項の規定による通知を受けた入会希望者は、当該納入すべき入会金及び会費、保険料を本会の指定する期日までに指定する口座に納入しなければならない。
- 3 本会は第2項の規定による入会金及び会費、保険料の納入を受けたときは、帳簿にその金額と受領年月日を記録しなければならない。
- 4 本会は第2項の規定による入会金及び会費、保険料の納入を受けた場合は速やかに領収書を発行する。
- 5 本会は第2項の規定による入会金及び会費、保険料の納入を受けた場合は、所定の労働保険料申告書を作成し、法定の納付期限内に政府に対して労災保険の申告及び納付を行わなければならない。

第16条（本会の責任）

本会は加入者の入会金及び会費、保険料の納入、あるいはその納付等につき万一過りが生じたときは、その範囲内でそれらの責任を負うものとする。

第17条（入会金、組合費、労働保険料等）

会員は次のとおり入会金・会費・労働保険料等を納入しなければならない。

- ① 組合費 別表とおり
- ② 労働保険料 法定どおり
- ③ その他本会が定めた額

- 2 前項の費用は指定する期日までに納入しなければならない。

第18条（中途入会）

年度途中で新たに会員となった場合、入会金は前条に定める額、会費は別表2に定める額、労働保険料は法定どおりの額とする。

第19条（返金）

本会は、会員への返金を行う場合、以下のように定める。

- 2 返金時の振込手数料は会員負担とする。
- 3 年度途中で退会した場合、入会金・組合費は返還しないこととし、既納労働保険料は退会日の属する月の翌月から年度末までの月数にて計算した法定どおりの額を返金する。退会届に会員証の添付が無い場合は、会員証の再発行と同額の手数料を差し引いた額を返金する。
- 4 入会手続き後、手続き取消しの意思を示した場合、特別加入日の経過前であれば入会手続き時に納入済みの組合費、労働保険料は返金を行う。また、取消しの意思表示が会員証発行後の場合、会員証再発行手数料と同額を返金額より差し引く事とする。

- 5 月単位(短期)加入者については加入申込時に選択した期間の満了をもって保険期間終了とし返金はしない。また、途中退会の場合も返金はしない。

第20条(監査)

会計は毎年1回または随時に本会の監事の監査を受けるものとする。

第21条(報告)

会計は毎年1回本会の総会の議決機関において入会金、会費及び保険料の徴収、納付状況、会計状況等を報告するものとする。

第5章 役員

第22条(役員)

本会に、次の役員を置く。

- ①理事 3名以上10名以内
 - ②監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

第23条(任期)

役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。任期終了後は改選を行う。また、改選は互選制による再任他総会による再任の承認を受ければ改選したものとみなす。

- 2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第24条(職務)

各役員職務は以下の通りとする。

- ①代表理事はこの会を代表し、会務を執務する。
- ②理事は会務の執行に参画する。
- ③監事は会計を監査する。

第6章 機関

第 25 条 (機関の種類)

本会には以下の機関を置く。

- ①総会
- ②理事会

第 26 条 (総会)

総会は本会の最高決議機関であって会員、役員をもって構成する。原則として毎事業年度終了後 3 箇月以内に年 1 回開催し、代表理事がこれを招集することとする。また、代表理事は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

2 総会は、この会則に規定することのほか、次の事項について議決する。

- ①事業計画及び収支予算に関する事項
- ②事業報告、収支決算及び監査の報告に関する事項
- ③役員を選任に関する事項
- ④会則の改正に関する事項
- ⑤その他必要とする事項

3 総会は会員の過半数の出席をもって成立することとする。ただし、会員で総会に出席することが出来ない者は、委任状により議決権を行使することができる。

4 総会の議長は代表理事がこれにあたる。

5 総会の議決は出席会員の過半数によって決する。可否同数の場合は議長がこれを裁決する。

6 総会の議事については議事録を作成する。

第 27 条 (理事会)

理事会は、代表理事及び理事をもって構成し、必要に応じて、理事長が招集する。

2 理事会は、次の事項を審議決定する。

- ①総会議すべき事項
- ②総会で決定した事項の執行に関する事項
- ③支部所在地変更に関する事項
- ④名称変更に関する事項
- ⑤その他理事会で必要であると認めた事項

3 理事会は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が裁決する。

第 7 章 付則

第 28 条 (改廃)

この規約の改廃は、総会の議決を経て行うこととする。

第 29 条 (施行)

この規約は一人親方特別加入の申請を行い所轄労働局の承認を受けた日から施行する。

第 30 条 (補則)

この規約のほかに、本会の運営に必要な事項は総会の決議を経て定めることとする。

平成 27 年 1 月 5 日 施行

平成 28 年 4 月 1 日 会則一部改訂

(事業の主体が一般社団法人化したため)

平成 30 年 1 月 4 日 会則一部改訂

(所在地の移転・役員の変更)

令和 1 年 5 月 15 日 改訂

(会則・事務処理規約の統合 所在地の移転・役員・組合費一部変更、更新、別紙 1、別表 1.2.3 追加)

(北日本支部の所在地札幌市については北海道労働局の承認後とする。承認までの所在地は青森市長島 2-13-1 とする。)

令和 2 年 5 月 20 日 改訂

(名称変更、各支部拠点本文より別紙 2 へ移動及び設立年月日追記、理事会決議事項追記③及び④、別表 2 会費変更)

令和 2 年 7 月 1 日 改訂

(九州支部移転の為、別紙 2 九州支部所在地変更)

令和 3 年 5 月 19 日 改訂

第 8 条 4 項削除、第 10 条 9 項追記、第 12 条 1 項改訂、第 14 条 3 項改訂、第 17 条 1 項改訂及び 3 項削除、第 19 条改訂、第 22 条改訂、第 23 条削除、第 24 条改訂、第 25 条改訂、第 26 条改訂、第 27 条改訂、第 28 条改訂、第 29 条改訂、第 30 条改訂、第 31 条改訂削除、別紙 1 追記及びパスポートを本人確認書証より削除

令和 4 年 5 月 18 日 改訂

第 8 条 4 項新設、第 14 条 4 項変更、第 17 条①変更、第 19 条 5 項新設、別表 2 ①変更、②新設、別紙 2 広島本部住所及び四国支部住所変更

令和 5 年 5 月 17 日 改訂

第 6 条 1 項変更、7 項新設

別紙 1

【本人確認証】【1点確認でよいもの】

- ・運転免許証
- ・船舶操縦士免許証
- ・住民基本台帳カード（写真付）
- ・各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳）（※顔写真付）
- ・在留カード・特別永住者証明書（外国人登録証明書含む）
- ・マイナンバーカード（表面）※裏面はお使いいただけません。

※外国籍の方については在留カード提示を必須とします。

【本人確認証】【2点確認となるもの】

- ・各種健康保険証
- ・各種年金手帳
- ・各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳）（※顔写真のないもの）
- ・住民票（写し）※個人番号が記載された住民票（写し）はお使いいただけません。

※2020年2月4日以降発行のパスポートから所持人記入欄が廃止された為、当会としましても本人確認証から外すこととします。

【補足確認証】

- ・特殊団体発行の資格証（建設業に関わる資格証）
- ・18歳未満の加入希望者については保護者承諾書を必須とします。

【本人確認証で住所相違の場合】

- ・公的証明書に加えて発行日から3カ月以内の公共料金領収書のコピー等も本人確認証とします。

【該当書類】

- ・固定電話・携帯電話領収書
- ・電気料金領収書
- ・ガス料金領収書
- ・水道料金領収書
- ・NHK受信料金領収書

別表 1 保険給付費用

保険給付	費用
療養（補償）給付	初回無料 (第三者行為災害に該当する場合 10,000 円)
指定病院等変更届	3,000 円
休業（補償）給付	初回無料
	2 回目以降 1 回 5,000 円
傷病（補償）年金	10,000 円
介護（補償）給付	10,000 円
障害（補償）給付	10,000 円
遺族（補償）給付	10,000 円
葬祭料・葬祭給付	10,000 円

別表 2 会費

① 年度単位加入者

加入月	会費（割引後）
4 月	5,400 円
5 月	4,950 円
6 月	4,500 円
7 月	4,050 円
8 月	3,600 円
9 月	3,150 円
10 月	2,700 円
11 月	2,250 円
12 月	1,800 円
1 月	1,350 円+次年度契約必須
2 月	900 円+次年度契約必須
3 月	450 円+次年度契約必須

② 月単位加入者 500 円/月+事務手数 6,000 円

別表 3 手数料

会員証再発行手数料	2,000 円
-----------	---------

別紙 2

「一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会」支部一覧

名称	所在地
広島本部	広島県広島市中区立町 1-24 有信ビル 8 階
北日本支部	北海道札幌市北区北 33 条西 2 丁目 1-7
東北第一支部	福島県会津若松市中町 1-9
東北第二支部	宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-6-23 今野ビル 2 階
関東支部	東京都新宿区西新宿 7-2-6-3 階
中部支部	岐阜県美濃加茂市太田町 2689-30
近畿支部	大阪府大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第 4 ビル 20 階
四国支部	愛媛県松山市湊町 5-4-12 松山ニューグランドビル 6F
九州支部	福岡県福岡市博多区博多駅中央街 8 番 1 号 JRJP 博多ビル 3F
沖縄支部	沖縄県那覇市前島 3-25-2 泊ポートビル 1 階

【設立年月日】

一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	本部	平成 27 年 1 月 5 日
一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	近畿支部	平成 28 年 12 月 1 日
一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	関東支部	平成 29 年 3 月 7 日
一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	中部支部	平成 29 年 7 月 1 日
一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	東北第一支部	平成 29 年 7 月 1 日
一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	四国支部	平成 29 年 8 月 1 日
一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	九州支部	平成 29 年 8 月 1 日
一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	東北第二支部	平成 30 年 1 月 4 日
一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	沖縄支部	平成 30 年 5 月 25 日
一般社団法人 Sen あんぜん労災一人親方建設協会	北日本支部	平成 30 年 7 月 1 日